

支給額について

①「収入額」が(「基準額」以下の場合

支給額は、「家賃額」(家賃が上限額を超える場合は上限額)になります。

②「収入額」が「基準額」を超える場合

支給額は、上限額を最大として、

「基準額」+「家賃額」(実際の家賃額)−「収入額」で計算した額になります。

※「基準額」・・・法令や国の通知に基づき、世帯員の数に応じて額を定めています。

例 単身(1人)世帯の場合、基準額は「8万1千円」です。

※「家賃額」・・・共益費等を含まない家賃額です。世帯員の数に応じた上限額があり、家賃が上限額を超える場合は、上記①及び②のとおり支給額の計算に適用されます。

例 単身(1人)世帯の場合、上限額は「3万2千円」です。

※「収入額」・・・申請月の世帯全員の収入の合計です。

例1 単身世帯で家賃が5万円、申請月の収入が8万1千円以下の場合

⇒支給額3万2千円（上限額）

例2 単身世帯で家賃5万円、申請月の収入が11万円の場合

$8万1千円 + 5万円 - 11万円 = 2万1千円$

⇒支給額2万1千円

例3 単身世帯で家賃10万円、申請月の収入が11万円の場合

$8万1千円 + 10万円 - 11万円 = 7万1千円$

⇒支給額3万2千円（上限額）

「収入額」が「基準額」と「家賃額」（家賃が上限額を超える場合は上限額）の合計を超える場合は、住居確保給付金の支給対象となりません。

また、「収入額」が「基準額」を超えるときは、支給額が調整される場合があります（一部支給）（例2参照）。